

第六一回

参第二二号

私立学校振興会法の一部を改正する法律（案）

私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「民法第三十四条の法人」を「学校法人以外の法人（営利を目的とする法人を除く。）」に改める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 激甚<sup>じきん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条」を「学校法人以外」に改める。

## 理 由

私立学校振興会が、学校法人以外の非営利法人で幼稚園等を設置するものに対し、その設置する幼稚園等の経営のため必要な資金の貸付け等を行なうこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。